

徳島県教育振興審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第十六号

徳島県教育振興審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県教育振興審議会設置条例（平成六年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五十人」を「二十五人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。